



県章

滋賀県公報

令和7年（2025年）
9月24日
第651号
水曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告示	
道路の供用開始（道路保全課）	1
○ 公告	
公共測量実施公告（用地事業支援課）	1
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告（都市計画課）	2
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告（都市計画課）	2
○ 県税事務所公告	
軽油引取税免税証無効公告（南部）	2

告示

滋賀県告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
この関係図面は、令和7年9月24日から令和7年10月8日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月24日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
大津能登川長浜線	草津市若草一丁目1番2地先から 草津市若草一丁目3番3地先まで	令和7.9.27 9時	L=33.4m

公告

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年9月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量（基準点測量、現地測量）
- 作業の地域 栗東市荒張
- 作業の期間 令和7年9月5日から令和7年12月26日まで

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年9月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量（基準点測量、現地測量）
- 作業の地域 野洲市小篠原

3 作業の期間 令和 7 年 9 月 5 日から令和 7 年12月26日まで

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、測量計画機関の長である
滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 7 年 9 月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の地域 守山市金森町
- 3 作業の期間 令和 7 年 9 月10日から令和 7 年11月30日まで

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

近江八幡市が令和 7 年 9 月24日に決定した近江八幡八日市都市計画地区計画（国道 8 号東川町明神川活性化地区計
画）に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第 2 項の規定に基づき次の場
所において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月24日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町 7 番23号

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

近江八幡市が令和 7 年 9 月24日に変更した近江八幡八日市都市計画地区計画（商業機能交流拠点地区地区計画）に
係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条
第 2 項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月24日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町 7 番23号

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和 7 年 9 月24日

滋賀県南部県税事務所長 大 田 伸 行

免税証 の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者 の所在地および氏名（名称）	亡失年月日
20 リットル券	農業	30723813 ゝ 30723822	10	令和 7 . 6 . 1 ゝ 令和 8 . 5 . 31	野洲市西河原1060－ 2 株式会社マツナガ	令和 7 . 9 . 12